

令和4年〇月〇日

池田町長 甕 聖章 様

池田町行財政改革推進委員会
会長 山沖 義和

行財政改革に関する第五次答申（案）

本委員会は池田町行財政改革推進委員会設置条例（令和3年池田町条例第11号）に基づき設置され、池田町長からの諮問書（令和3年5月28日付3企町第47号）を受けて以降、行財政改革に関する検討を進めています。

本年8月10日に諮問事項2「公共施設の管理運営の改善に関すること」に関する第四次答申を提出した後、引き続き諮問事項3「事務・事業の改善：①補助金の適正化、②事業の見直し」に関して審議を進めてまいりました。

少子高齢化の進展に伴い歳入減が見込まれる中、今後は放漫な財政運営を厳しく戒め、池田町の将来のために必要かつ効果的な補助金や事業に絞る必要があります。特に、補助金に関しては、池田町の目指す姿（将来像）をしっかりと定めた上で、それに対応して必要性や効果を十分に吟味し、有機的に活用することが求められています。

このような考え方のもと、本答申を下記の通りまとめましたので、適切に対応されるよう強く要望します。

なお、本答申においては、「Ⅰ. 基本的な考え方」を示した上で、「Ⅱ. 補助金の適正化について」と「Ⅲ. 事務・事業の見直しについて」に分けて、課題と対応策を示しています。特にⅡの補助金の適正化については、「全体的な課題と対応策」と「個別の課題と対応策」に分けるとともに、問題点も指摘していることから、その意味を十分に踏まえ、答申に盛り込まれた対応策を実施することを求めます。

記

Ⅰ. 基本的な考え方

1. 池田町の将来像の策定とそれに適合した補助金の選定、事務・事業の改善

- ① 町の財源には限りがあることに鑑みて、補助金については総花的に交付するのではなく、池田町の「将来像（将来ビジョン）」を見極め、それに見合った補助金を選定し、効果的に補助金を交付するとともに、事務・事業について将来ビジョンにふさわしい内容とする必要がある。

② 特に、補助金については、まずは池田町が直面する諸課題のうち子育て支援策など緊急度の高い課題を吟味し、それらの対応策について計画及び方針を定め、第6次池田町総合計画（後期基本計画）に反映した上で、それに適合した補助金を選定する。

また、中長期的には、将来ビジョンとその財政計画を策定の上、それに適合した補助金を選定する。

2. 透明性の確保

- ① 補助金の決定、事務・事業の実施に当たっては費用対効果を勘案するなど、証拠・データに基づき政策を決定（EBPM=Evidence Based Policy Making）し、総合計画などに反映の上、ロードマップを作成する。
- ② 費用対効果や事務遂行状況の検証結果については広く公表するなど、情報公開の推進を図る。
- ③ 補助金の交付後、あるいは事務・事業の実施後は、第三者評価機関による事務遂行状況を検証の上、絶えずその見直しを図る（PDCA=Plan・Do・Check・Action）。

II. 補助金の適正化について

≪ A. 全般的な課題と対応策 ≫

1. 補助金による政策誘導効果の発揮（政策目的を達成するためのインセンティブの付与）

- ① 補助金は政策誘導を行う有効な手段であることから、町の目指す政策目標を明確に定めた上で、それを達成するために補助金を効果的に活用する。
- ② 補助金の交付に当たっては、可能な限り「政策的効果とは関係なく、定額・定量的に交付する方式」から「政策効果を発揮させる形で補助金を交付する方式」に変更することとし、前者の方式を採用する場合はその理由を公表する。

2. 補助金の算定根拠の明確化

- ① 補助金の決定に当たっては、真に必要な補助額とし、その算定根拠を明確化した上で、公表を行う。
- ② 特に、社会福祉協議会・商工会・観光協会等の団体に対する補助金（以下、「団体補助」と言う。）については、例えば人件費に係る算定に当たって、事業割合に応じた補助割合とするなど、適切な補助額とする。

3. 補助金の縦割り運用から一体的な運用への転換

- ① 補助金申請の受付対応（団体補助を除く。）など、その運用に当たっては、部署ごとの縦割りで対応するのではなく、町役場として一体的に対応する。
- ② 補助金による政策誘導効果を最大限に引き出すため、例えば総務課所管の「定住補助金や空き家バンク活用事業補助金」は振興課所管の「住宅リフォーム促進事業やUIJ ターン就業・創業支援事業補助金」と密接に関連しているので両課が連携して受付対応を行うなど、組織的に対応する。

《B. 個別の課題と対応策》

1. 社会福祉協議会に対する補助金

【問題点】

- ① 社会福祉協議会に対する補助金、特に人件費の算定に当たって、町の補助対象となる事業（補助事業と呼ぶ。）と同協議会の独自事業との間の事業割合を大きく超える補助割合（事務局長 96%など）とし、独自事業の負担を極力抑えて、町による補助を前提としており、町内の介護保険事業者との間で公平性を欠いている。
- ② この結果、平成 28 年度から令和 2 年度の 4 年間で人件費に対する補助額は 1,800 万円から 2,800 万円に 1,000 万円増（1.6 倍）にもなっている（1 人当たりの人件費の補助額についても 400 万円から 530 万円に 1.3 倍に急増している。）。

【対応策】

- ① 社会福祉協議会に対する補助金（人件費を含む。）の算定に当たっては、その根拠を明確にするとともに、それを公表する必要がある。また、補助金は町の税金によって賄われていることから必要最小限に抑えなければならない。
- ② 特に、人件費に対する補助金については、補助事業と独自事業の事業割合に見合った補助割合に基づき算定を行う必要がある。

2. 商工会に対する補助金

【問題点】

- ① 商工会の事業所が減ったため長野県からの補助金が減額されたことを理由に、池田町からの経営改善普及事業補助金については平成 26 年度の 600 万円から令和 2・3 年度に 940 万円に増額して補填している。特に、平成 27 年度では当初予算として 600 万円を計上していたものの、補正予算では 260 万円増額して 860 万円を計上している上、続く平成 28～平成 30 年度の 3 年

間は、当初予算として 700 万円計上しながら補正予算で 200 万円増額して 900 万円を計上している。

- ② 長野県からは補助金の減額によって事業規模のスリム化が求められているにもかかわらず、事業規模を維持し続けており、事業規模の維持や補助金の増額に関する説明責任が果たされていない。

【対応策】

- ① 商工会加盟の事業者の減少に伴い、長野県からの補助金が減少したことから、それに見合って事業規模を縮小することが本来の姿である。
- ② 事業規模の維持を前提として安易に町の補助金を増額するのではなく、広域連携の一層の促進や新たな事業の展開など事業所の維持・増加に努める必要がある。

3. 観光協会等に対する補助金

【問題点】

- ① イベントを中心とした事業の急増に伴い、補助金も増額されたものの、その効果に対する検証が不十分であり、今やイベント疲れが見られる。
- ② 過去に池田町観光推進本部負担金について事業決算額を超えて支出しており、適切な事務処理を行わず、翌年度以降の支出に繰り越している（平成 28 年度に約 150 万円、令和 2 年度に約 90 万円）。
- ③ 令和 4 年度に観光協会が法人化されて半年経過したものの、今のところ、積極的に事業を拡大して独自財源を確保する動きが見られない。

【対応策】

- ① 今後は、イベント中心による事業から脱却して、池田町の魅力を発信し、集客できる観光事業を展開すべく、事業の必要性と効果を精査の上、補助金の適正化を図る。
- ② 今後は、如何なる場合も事業決算額を上回る補助金・負担金の支出を厳に慎む必要がある。なお、やむを得ず、事業決算額を上回る補助金等を支出する場合は、速やかに予算繰越しのための事務処理を行う。
- ③ 観光協会の法人化に伴い、積極的に事業を展開して独自財源を確保する必要がある。そのため、同協会は早急に方針・計画を策定するとともに、町ではその計画を検証の上、議会報告を行い、令和 5 年度以降の補助金額に反映させる。

Ⅲ. 事務・事業の見直しについて

1. デジタル化による変革（DX＝デジタル・トランスフォーメーション）の推進

【対応策】

- ① 今後、人口減少によって歳入が減少する一方、行政需要が増大に伴い歳出の増加が見込まれることから、デジタル化やDXを推進し、効率的かつ効果的に事務・事業を行う。
そのため、デジタル化・DXの推進に係る基本計画（ロードマップを含む。）を早急に策定し、公表することが必要である。
- ② 例えば、町内事務についてはペーパーレス化、町民向けには提出書類のオンライン化など、できるところからデジタル化・DXを進めるなど、迅速かつ柔軟に対応する。
- ③ なお、デジタル化・DXの推進に当たっては、高齢者等のデジタル弱者に十分に配慮する。そのため、役場の出先機関にパソコン等を設置し、オンラインを通じて窓口業務を行うなど、事務の効率化を図ることも一案である。
- ④ デジタル化・DXの推進に当たっては、個人情報の保護やセキュリティの確保に万全を期す必要がある。

2. 行政サービスの質の向上

事務・事業の遂行に当たっては、町民目線に立って行政サービスの質の向上を図るとともに、職員が公務員としての自覚を持つなど、その意識改革が求められている。そのため、行政の執行に当たっては次に示す通り改善することが重要である。

（1）理事者、管理職のマネージメント能力（統治遂行力）の向上

【対応策】

- 理事者については、町づくりの方向付け、予算編成時の査定、議会・町民への説明責任などに対してリーダーシップを発揮することが求められているにもかかわらず、その職責を十分に果たしているとは言い難い。池田町の現状に対する的確な把握・分析に基づき職員に適切な指示・助言を行うなど、課長を含めた管理職全体のマネージメント能力の向上が急務である。

（2）規律ある職場環境の実現

【対応策】

- 日頃から町民との接点にある窓口はもちろん、役場全体として住民への親切で明るい対応は不可欠であり、また、良好な作業環境を築くためにも、規律ある明るい職場づくりを進める。

（3）職務能力の向上

【対応策】

- ① デジタル化の進展など、急激に変化する現代社会に敏感に対応し得る人材を組織的に育成し、その職務能力を大幅に向上することが求められている。
- ② 特に、デジタル化・DXの推進のためには、デジタル人材を採用することも必要である。

(4) 自治会パートナー制度の積極的な活用

- 町民との接点である「自治会パートナー制度」を積極的に活用するため、同パートナーの業務を定型化の上、的確に指示することによって住民との接点を増やし、住民の多様な要望や地域の実情が行政に反映されるように努める。

3. 情報公開・情報開示の徹底

【対応策】

- ① 予算編成方針の議会・町民への丁寧な説明、財政の現状についての正確な情報提供、子育て・福祉事業・防災計画などの分かりやすい説明資料の配布など、行政情報を十分に町民に公開する。
- ② 町民への情報の提供を担うホームページについて、情報量を増やすとともに、分かりやすく利便性のあるものに改善したり、自治会を通して回覧・配布する文書などの質を高めたりするなど、情報公開の質を向上させる。

(以上)